

奈良市公報

号外第6号 令和5年5月規則等

令和6年3月21日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月	日	番号	件名	主管
5	8	37	奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則	国保年金課
5	8	38	奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課
5	15	39	奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則	資産管理課
5	22	40	奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	産業政策課
5	26	41	奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則の一部を改正する規則	地域づくり推進課

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
5	1	14	奈良市企業局事務専決規程の一部を改正する規程	企業総務課

規**則**

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 8 日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第 37 号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和 34 年奈良市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 5 月 10 日（同月 7 日までに新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に感染した被保険者のうち、労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日が同月 10 日後であるものにあつては、当該経過した日）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 5 年 5 月 8 日揭示済）

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 8 日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第 38 号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 18 年奈良市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し並びに同項及び附則第 3 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

（令和 5 年 5 月 8 日揭示済）

奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 15 日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第 39 号

奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則

奈良市庁舎管理規則（昭和 42 年奈良市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 号中「精神錯乱」を「けん騒にわたる行為」に、「でい酔等」を「泥酔等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 5 年 5 月 15 日揭示済）

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 22 日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第 40 号

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例施行規則（令和 2 年奈良市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「定款」の次に「の写し」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年5月22日揭示済)

奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年5月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第41号

奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則（令和元年奈良市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 前号に掲げる区域（以下「区域」という。）内に居住する者を構成員に含み、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 区域内に存する自治会の半数以上が参加していること。

イ 構成員に含む自治会の加入世帯の総数が、区域内に存する自治会の加入世帯の総数の半数以上であること。

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地区自治連合会が参加しているほか、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が原則として参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年5月26日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第14号

奈良市企業局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局事務専決規程の一部を改正する規程

奈良市企業局事務専決規程（昭和41年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項水道工務課長の部分の次に次のように加える。

共同事務推進課長

(1) 指定給水装置工事事業者の指定及び更新

(2) 排水設備指定工事店の指定及び更新

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和5年5月1日揭示済)